

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（I）～（III）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行なっていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行なっていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

算定している加算 “介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ”

|                     | 職場環境要件項目  | 当法人としての取組   |
|---------------------|---|---|
| 入職促進に<br>向けた取組      | 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化  | 玄関ホール等に法人理念・行動指針を掲示すると共に、ホームページにも理念等を掲載する事で共有と見える化を図っています。  |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 | 受講料や研修費の補助や、勤務シフトの考慮等を行うことにより、従業員が研修や講習を受けやすい環境を整えています。<br>・介護職員初任者研修<br>・介護福祉士実務者研修<br>・認知症介護実践者研修 等                         |
| 両立支援・多様な働き方の推進      | 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備   | 各職員の希望をなるべく考慮した勤務調整を行っている他、職務限定正社員制度・短時間正社員制度の導入、さらには非正規職員から正規職員への転換を推奨しています。   |
|                     | 有給休暇が取得しやすい環境の整備  | 年次有給休暇取得の推進を積極的に行っています。   |
| 腰痛を含む心身の健康管理        | 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施  | 特浴、リフト浴等を導入し、業務における従業員の腰痛対策を行っています。   |
|                     | 短時間勤務労働者等も受講可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施   | (短時間労働者含む) 年次健康診断、ストレスチェックの実施。全館禁煙、従業員の休憩室も確保しています。   |
| 生産性向上のための業務改善の取組    | タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減   | 介護システム（ソフト）を導入し、サービス提供記録、申し送り、請求書の発行まで、一環したシステム体制を構築することで、業務の効率化を図っています。また、各ユニットにノートパソコン及びタブレットを 1 台ずつ設置し、従業員の業務負担の軽減を行っています。 |
| やりがい・働きの醸成          | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善   | 随時ミーティングを行い、業務・ケア内容等について情報共有を徹底しています。   |